

近江八幡市公告

近江八幡市エンディングノート作成業務に係る企画提案を募集するので、次のとおり公告する。

令和8年5月27日

近江八幡市長 徳永 久志

近江八幡市エンディングノート作成業務に係る 企画提案募集要項

1. 目的

この要項は、近江八幡市内の高齢者等を対象に配布する、人生の終末期に備えて、介護・福祉・医療サービスに関する情報をわかりやすく掲載し、高齢者自身が治療・介護・葬儀などについて自分の希望などを記したエンディングノート（以下「ノート」という。）の協働発行業務について、必要な事項を定めるものとする。

なお、この事業については、企画提案が選定された者（以下「協働発行事業者」という。）が、自らの責任で募集する広告収入等にて財源を確保する方法により、企画・編集・印刷・納品等のノート作成に係る全ての経費を市が負担することなく発行するものである。

2. 募集の内容

協働発行事業者 1者

3. 業務の内容

(1) 業務名称

近江八幡市エンディングノート作成

(2) 履行期間

協定締結日から令和10年11月30日まで

(3) 対象及び用途

高齢者等に配布するエンディングノート

(4) 作成部数

各期 2,000部

(5) 仕様

別紙、近江八幡市エンディングノート作成仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

4. 企画提案参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込時点において、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 納期の到来している以下の税に滞納がないこと。
 - ア 市内に本店又は営業所を有する法人
市税（法人市民税、固定資産税等すべての市税）、滋賀県税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）
 - イ 市外に本店又は営業所を有する法人
都道府県税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）
- (4) 令和5年度以降において、地方公共団体等の広告募集業務に関する契約（民間事業者との契約を含む）を履行した実績並びに地方公共団体の印刷物の作成等業務を受託した実績が、それぞれ複数あること。
- (5) 広告企画業務について、2年以上の営業経験を有する法人であること。（当該業務を法人の目的としていることが商業登記簿謄本又は登記事項証明書により確認できること）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (8) 共同企業体での参加は認めない。

5. 図書の配布

協働発行事業者の募集に関する図書の配布は、公告及び近江八幡市福祉保険部長寿福祉課のホームページ（お知らせ欄）にて配布する。

企画提案に参加する者は必ず図書を入手することとし、図書を入手していない者は参加できない。

6. 企画提案の方法等

- (1) 提出書類及び提出部数（イは5部、それ以外は各1部。ウ～オは複写可）
 - ア 参加資格審査申込書（様式第1号）
 - イ 企画提案書
企画書の書式はA4サイズ。ノートの構成等に関する企画書を作成し提出すること。
様式は自由とするが、法人名及び法人を類推できる事項の記載は表紙及び法人概要のペー

ジのみとすること。

なお、これらの提案内容については、協定締結時に再度協議を行う。

ウ 4(3)を確認できる納税証明書（未納のないことの証明）（3カ月以内に発行したもの）

エ 4(4)の実績を確認できる成果品見本

オ 4(5)を確認できる商業登記簿謄本又は登記事項証明書（3カ月以内に発行したもの）

(2) 提出受付期間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月16日（火）午後4時45分まで（期限厳守）

(3) 提出場所及び問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 福祉保険部 長寿福祉課

電話：0748-31-3737 FAX：0748-31-2037 E-mail：010840@city.omihachiman.lg.jp

(4) 提出方法

ア 郵送の場合

書留郵便又はそれに準ずるもので、令和8年6月16日（火）午後4時45分必着のこと。

なお、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

イ 持参の場合

長寿福祉課窓口（土・日・祝を除く、午前9時から午後4時45分）にて

手渡すこと。

(5) 企画提案書の取扱い等

ア 提出された書類は、当該募集の審査のみに使用し、その目的以外には使用しない。なお、提出書類は返却しない。

イ 参加資格審査申込書等の資料の作成及び提出など、企画提案に参加するために必要となる一切の費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された書類が審査及び説明のために必要と認める場合は、無断・無償で複製を作成し、使用できるものとする。

7. 質疑応答

(1) 質疑受付

令和8年6月5日（金）午前9時から午前12時まで

質疑がある場合は、質問書（様式第2号）により提出すること。

※電話での受付は行わない。

※質疑が無い旨の文書の提出は不要。

※FAX・電子メールも可とするが、送付した旨を必ず連絡すること。

(2) 提出先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 福祉保険部 長寿福祉課

電話：0748-31-3737 FAX：0748-31-2037 E-mail：010840@city.omihachiman.lg.jp

(3) 質疑回答

令和8年6月9日（火）までに、近江八幡市福祉保険部長寿福祉課のホームページ（お知ら

せ欄)にて回答する。

8. 協働発行事業者の選定方法

(1) 選定方法

提出受付期間終了後、業者選定審査会において企画提案書の書面審査を速やかに実施し、評価項目ごとに評点付けし、最高得点者を協働発行事業者として選定する。ただし、全委員の平均点が最低基準(6割)に達しない場合は、選定しない。応募が1事業者の場合であっても、前述の最低基準を満たす場合には、選定をする。選定した後、決定通知書(様式第3号)を送付し、契約書又は協定書等の必要書類を取り交わす。なお、契約又は協定の締結に要する費用は、協働発行事業者が負担するものとする。

(2) 失格事項

ア 企画提案に参加する資格要件を欠く場合

イ 6(1)の提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

ウ 6(1)の提出書類が不足する場合又は虚偽の内容が記載されている場合

エ 本実施要項(告示)に記載のある必要事項を満たしていない場合

オ 本実施要項に定められた以外の方法により、関係者に企画提案に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

カ その他、本実施要項の規定に違反した場合

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した事業者に、決定・不決定通知書(様式第3号)で通知する。

なお、業者選定審査会は非公開で行い、審査の経緯は公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けず、認めない。

9. 評価項目

協働発行事業者を選定する際の評価項目は以下の通りとする。

(1) 事業目的の理解

(2) 信頼性・安定性

(3) 業務実施体制

(4) 業務実績

(5) 企画内容・企画力

(6) 広告募集方針

(7) 提案の実現性

(8) アピール度・創意工夫

10. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 福祉保険部 長寿福祉課

電話：0748-31-3737 FAX：0748-31-2037

E-mail：010840@city.omihachiman.lg.jp